

ちゅらクック割引

[電化厨房住宅契約]

(付帯契約要綱)

令和8年4月1日実施

沖縄電力株式会社

## 目 次

### 本 則

1 適 用 .....	1
2 要 約 の 変 更 .....	1
3 適 用 範 囲 .....	1
4 契約の成立および適用期間 .....	2
5 料 金 .....	2
6 解 約 等 .....	4
7 そ の 他 .....	4

附 則 .....	5
-----------	---

別 表 .....	6
-----------	---

# 本 則

## 1 適 用

この付帯契約要綱（以下「要綱」といいます。）は、次の地域に適用いたします。

沖縄県（当社が定める離島等供給約款の適用地域を除きます。）

## 2 要 綱 の 変 更

- (1) 当社は、次の場合には、この要綱を変更することがあります。この場合、お客さまとの電気料金その他の供給条件は、変更後の要綱によります。
  - イ 消費税および地方消費税の税率が変更された場合
  - ロ 当社が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等の変更または関係する法令の制定もしくは改廃により、変更の必要が生じた場合
  - ハ その他、この要綱による契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものである場合
- (2) (1)の場合、当社は、変更前は変更内容を、変更後は変更内容、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地を、お客さまにお知らせいたします。ただし、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。
- (3) 当社は、電気事業法第2条の13に定める書面および電気事業法第2条の14に定める書面の交付に代えて、電子メールの送信またはお客さまにあらかじめ当社所定のインターネットサイトに登録いただき、そのインターネットサイトにお知らせする方法等によりお客さまにお知らせすることができます。

## 3 適 用 範 囲

主契約要綱のグッドバリュープラン、従量電灯plus、時間帯別電灯またはJAでんき（GVP）（以下「適用対象要綱」といいます。）として電気の供給を受け、電磁誘導加熱調理器等の定格電圧200ボルトのクッキングヒーター（以

下「クッキングヒーター」といいます。)を据え付けて使用する需要で、お客さまがこの要綱の適用を希望される場合に適用いたします。

#### 4 契約の成立および適用期間

- (1) この要綱による契約(以下「この契約」といいます。)は、お客さまの申込みを当社が承諾したときに成立いたします。
- (2) この契約の適用期間は、お客さまの申出にもとづいて当社がクッキングヒーターの取付けを確認した日から適用対象要綱の需給契約の消滅日までといたします。ただし、適用対象要綱の需給契約の契約期間が延長された場合、これに伴いこの契約の適用期間も延長するものといたします。
- (3) 当社は、この契約の適用に伴う適用対象要綱の需給契約の変更に際して、法令に定める供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を、2(要綱の変更)(3)に定める方法により行なうことがあります。
- (4) お客さまがこの契約を廃止することを希望する場合は、あらかじめその旨を当社に申出ていただくこととし、当社は、当該申し出に応じてこの適用を終了いたします。

#### 5 料 金

各月の料金は、適用対象要綱によって料金として算定された金額から(1)によって算定されたちゅらクック割引額を差し引いたものといたします。ただし、適用対象要綱によって料金として算定された金額から再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額および(1)によって算定されたちゅらクック割引額を差し引いてえた金額が、グッドバリュープランの場合でグッドバリュープラン4(料金)に定める最低料金を下回るときにはグッドバリュープラン4(料金)に定める最低料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額の合計を、従量電灯plusの場合で従量電灯plus4(料金)に定める最低料金を下回るときには従量電灯plus4(料金)に定める最低料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額の合計を、時間帯別電灯の場合で時間帯別電灯5(料金)(5)の最低月額料金を下回るときに

は時間帯別電灯5（料金）(5)の最低月額料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額の合計を、JAでんき（GVP）の場合でJAでんき（GVP）6（料金）に定める最低料金を下回るときにはJAでんき（GVP）6（料金）に定める最低料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額の合計を、それぞれ料金といたします。

(1) ちゅらクック割引額（電化厨房住宅割引額）

ちゅらクック割引額は、1月につき次によって算定された金額といたします。ただし、次によって算定された金額が(3)に定めるちゅらクック割引上限額を上回る場合のちゅらクック割引額は、(3)に定めるちゅらクック割引上限額といたします。

$$\text{ちゅらクック割引額} = (2) \text{の割引対象額} \times 3\% \text{セント}$$

(2) 割引対象額

割引対象額は、次のとおりといたします。

イ グッドバリュープランとして電気の供給を受ける場合

割引対象額は、グッドバリュープラン4（料金）によって算定された最低料金と電力量料金の合計といたします。

ロ 従量電灯plusとして電気の供給を受ける場合

割引対象額は、従量電灯plus4（料金）によって算定された最低料金と電力量料金の合計といたします。

ハ 時間帯別電灯として電気の供給を受ける場合

割引対象額は、時間帯別電灯5（料金）(1)および(2)によって算定された基本料金と電力量料金の合計といたします。

ニ JAでんき（GVP）として電気の供給を受ける場合

割引対象額は、JAでんき（GVP）6（料金）によって算定された最低料金と電力量料金の合計といたします。

(3) ちゅらクック割引上限額

1 契約につき	550円00銭
---------	---------

## 6 解 約 等

- (1) お客様が次のいずれかに該当する場合には、当社はこの契約を解約することがあります。この場合には、その旨と解約日をお客さまにお知らせいたします。
- イ 適用対象要綱による需給契約が解約された場合  
ロ お客様がその他この要綱に反した場合
- (2) お客様が、適用対象要綱以外の契約種別に需給契約を変更された場合は、需給契約の変更日にこの契約は消滅するものといたします。

## 7 そ の 他

- (1) 当社は、クッキングヒーターの機能を確認させていただきます。この場合、当社は、当該クッキングヒーターの機能を確認するために、必要に応じてお客様からクッキングヒーターに関する資料を提出していただきます。
- (2) お客様がクッキングヒーターを取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出でいただきます。
- (3) お客様が無断でクッキングヒーターを取り外された場合は、違約金を申し受けます。  
なお、この場合の違約金は、低圧供給条件（自由共通）（令和8年4月1日実施。以下「低圧供給条件」といいます。なお、当社が低圧供給条件を変更した場合には、変更後の供給条件によります。）32（違約金）により算定するものといたします。
- (4) 当社は、低圧供給条件19（日割計算）により日割計算を行ない、料金を算定いたします。ただし、ちゅらクック割引上限額の日割計算は、別表（日割計算の基本算式）によるものといたします。
- (5) 低圧供給条件18（料金の算定）(1)ロの場合で、日割計算をするときには、料金に変更があった日の前後の期間ごとに割引対象額を算定いたします。
- (6) この要綱に定めのない事項については、低圧供給条件および適用対象要綱に定めるところによるものといたします。

## 附 則

### 実 施 期 日

この要綱は、令和8年4月1日から実施いたします。

## 別 表

### 日割計算の基本算式

日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

- (1) ちゅらクック割引上限額を日割りする場合

$$\text{ちゅらクック割引上限額} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

- (2) 低压供給条件18（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、(1)の

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{ は, } \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。